平成２４年（フ）第１５１５号
福岡市南区若久６丁目63番17号
債務者　高山　裕之
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５１６号
福岡市南区若久６丁目63番17号
債務者　高山いつか（旧姓下中）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５１８号
福岡市中央区薬院２丁目12番34―1003号
債務者　吉村　　諭
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５２１号
福岡市東区舞松原５丁目12番28号
債務者　森　　明美
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５２２号
福岡市西区城の原団地26番303号
債務者　吉田　龍二
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５２７号
福岡市中央区小笹１丁目４番６―104号
債務者　児玉愛容美
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５３３号
福岡市南区弥永団地52番402号
債務者　光島　妙子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５３８号
福岡市西区今津4807番地51
債務者　金本こと末石こと　金　　智美
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５６１号
福岡市西区下山門団地９番506号
債務者　林　　由美
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５８５号
福岡県大野城市乙金１丁目14番９号
債務者　齋藤　康廣
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５８６号
福岡県大野城市乙金１丁目14番９号
債務者　齋藤　京子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５８９号
福岡市博多区青木１丁目15番１―202号
債務者　淀川　忠明
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５９２号
福岡市早良区次郎丸６丁目８番11―121号
債務者　大竹紀美江
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６１０号
福岡市中央区平尾２丁目19番８―303号
債務者　森田　節子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６１８号
福岡市早良区藤崎１丁目20番３―104号
債務者　勝木　　博
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６４９号
福岡市南区弥永２丁目12番４―101号
債務者　徳丸　　学
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３３号
北海道室蘭市白鳥台２丁目19番５号、前住所北海道伊達市竹原町17番地33
債務者　大山　雄二
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
北海道室蘭市白鳥台２丁目19番５、前住所北海道伊達市竹原町17番地33
債務者　大山　敦子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第６００号
仙台市青葉区中山６丁目31番17号　サニーヒル103
債務者　五十洲美代子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係